

転入・転居に伴う手続き一覧

	項目	手続きできる方	手続き時期	必要なもの	手続き場所・問合せ先	備考	
全員必要な手続き	転入・転居届	引越した本人、または同一世帯になる方	引越して14日以内 (事前手続きはできません)	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書(市内転居は不要) 届出人の本人確認書類(備考参照) 外国からの転入の方はパスポート、戸籍謄本及び戸籍附票 外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書 住民基本台帳カード、マイナンバーカード(所有者のみ) 印鑑 	市民課住民記録担当 (市役所1階3番) 049-271-1111 (142)	<<本人確認書類>> ・顔写真付きで官公庁発行の有効期限内の免許証や資格証。 (例:運転免許証やマイナンバーカードなど。)ない場合は、健康保険証、年金手帳や預金通帳など通常本人しか持ち得ないものなど2点以上。	
市民課で転入・転居届を提出した後に必要な手続き	国民健康保険	国民健康保険に加入している(したい)方	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書(市民課より転送します) 国民健康保険証(転居時) 	保険年金課国民健康保険担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (172)		
	後期高齢者医療制度	75歳以上の方	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の被保険者証または写し(県内) 後期高齢者医療負担区分等証明書(県外) 	保険年金課高齢者医療担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (175)	75歳未満の方で障害認定により加入されている方は、別途手続きがあります。	
	年金の住所変更(年金に加入している方)	国民年金に加入している方	なし	なし	なし	保険年金課国民年金担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (173)	転入(居)届に基づき、市役所が日本年金機構へ手続きを行います。
		厚生年金・共済組合に加入している方	速やかに	—	—	本人の勤務先にお問い合わせください	
		厚生年金・共済組合に加入している方に扶養されている方	転入(居)届出後14日以内	—	—	配偶者の勤務先にお問い合わせください	
	年金の住所変更(年金を受給している方)	国民年金・厚生年金を受給している方	転入(居)届出後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給者 住所・支払機関変更届 	川越年金事務所 049-242-2657	変更届は保険年金課に備え付けてあります。	
		共済年金を受給している方	速やかに	—	—	年金を受給している共済組合にお問い合わせください	
	児童手当	中学3年生までの児童を養育している方	転入(居)届出後すぐただし出生後15日以内	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の健康保険証 申請者名義の預金通帳 所得証明書※ 	こども支援課子育て支援担当 (市役所1階6番) 049-271-1111 (154)	※所得金額、扶養人数、各種控除の記載のあるもの。	
	こども医療費	中学3年生までの児童を養育している方	転入(居)届出後すぐただし出生後15日以内	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険証 受給者名義の預金通帳 	同上		
	介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方 介護認定を受けている方 	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険受給資格証明書 	介護保険課介護保険担当 (市役所1階8番) 049-271-1111 (192)		
子どもに関する手続き	小学校・中学校の転校	小学1年から中学3年生の児童生徒の保護者	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 教科用図書給与証明書 入学通知書(市民課でお渡しします) 	学校教育課学務担当 (市役所5階) 049-271-1111 (525)		
	ひとり親家庭等医療費助成	母(父)子家庭の方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証・印鑑 申請者の預金通帳 非課税証明書※ 	こども支援課子育て支援担当 (市役所1階6番) 049-271-1111 (154)	所得制限あり ※非課税の場合	
	児童扶養手当	母(父)子家庭の方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 受給者証 申請者の預金通帳 	同上	所得制限あり。 離婚等で転入した場合は、その他提出書類あり(戸籍・年金手帳等)	
	乳幼児の予防接種	乳幼児のお子さんを持つ方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳もしくは予防接種手帳 	保健センター 049-271-2745	接種が済んでいない予防接種の予防票をお渡しします。	
	特別児童扶養手当	精神や身体に障害のある児童の親	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 証書 	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (115)		
	障害児福祉手当	20歳未満の障害者1級または2級(一部)の方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (113)		
	育成医療	18歳未満で特定の身体障害のある方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 子どもと保護者の健康保険証 申請書等(障害者福祉課でお渡しします) 	障害者福祉課障害者支援担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (114)		
高齢者関連	つるバス・つるワゴン特別乗車証	70歳以上の方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 本人の住所、氏名、生年月日が確認できる書類 	健康長寿課高齢者福祉担当 (市役所2階) 049-271-1111 (207)		
障害者に関する手続き	身体障害者手帳	身体障害者手帳を所有している方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 印鑑 	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (115)		
	療育手帳	療育手帳を所有している方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳 印鑑 	同上		
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳を所有している方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 	障害者福祉課障害者支援担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (114)		
	自立支援医療(精神通院医療)	自立支援医療(精神通院医療)を受けている方	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証(精神通院) 	同上		

【裏面へ続く】

※転入(居)届で住所が変わるのは住民登録だけです。各種の届出・申請は個々に行う必要があります。
※個々の状況により手続きが異なります。

転入・転居に伴う手続き一覧表

【表面より続き】

	項目	手続きできる方	手続き時期	必要なもの	手続き場所・問合せ先	備考
障害者に関する手続き	つるバス・つるワゴン特別乗車証	障害者手帳を所有している方	転入(居)届出後すぐ	・障害者手帳	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111(115)	
	特別障害者手当(または経過措置による福祉手当)	20歳以上の重度障害者で、常時特別の介護が必要な方	転入(居)届出後すぐ	・印鑑 ・受給者名義の預金通帳	同上	所得制限あり
	在宅手当	65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)の重度障害者	転入(居)届出後すぐ	・障害者手帳・印鑑 ・受給者名義の預金通帳 ・住民税決定証明書または非課税証明書	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111(113)	所得制限あり
	障害福祉サービス	重度心身障害者医療費助成、福祉タクシー料金助成、自動車燃料助成事業、レスパイトサービス助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業をご利用の方	転入(居)届出後すぐ	・障害者手帳 ・印鑑 ・受給者名義の預金通帳	同上	
車に関する手続き	原付自転車等(125cc以下及び小型特殊自動車)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・旧住所地での廃車証明書(またはナンバープレートと標識交付証明書)・印鑑	税務課市民税担当 (市役所1階2番) 049-271-1111(133)	
	軽二輪(126cc~250cc以下)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・軽自動車届出済証 ・印鑑・住民票(写) ・自動車損害賠償責任保険証書 ・ナンバープレート(管轄が同じ場合は不要)	所沢自動車検査登録事務所(所沢市) 050-5540-2029	この他さらに必要な書類等を用意していただく場合がありますので、左記事務所に事前にお問合せください。
	自動二輪(251cc以上)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・手数料納付書 ・自動車検査証・住民票(写) ・印鑑・ナンバープレート(管轄が同じ場合は不要)	同上	同上
	自動車	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・手数料納付書 ・自動車検査証・住民票(写) ・印鑑・自動車保管場所証明書	同上	同上
	軽四輪自動車	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・車検証・印鑑・軽自動車税申告書 ・住民票(写)または印鑑証明書 ・ナンバープレート(管轄が同じ場合は不要)	軽自動車検査協会所沢支所(三芳町) 050-3816-3111	同上
その他の手続き	妊婦健康診査費用の助成	妊娠中の方	転入(居)届出後すぐ	・母子手帳 ・前住所地で交付された妊婦健康診査受診票・助成券	保健センター 049-271-2745	
	水道	住所変更をした方	引越しをしたとき	・水道使用開始届 電話で申し込みできます。	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 049-283-1951	
	犬の登録事項変更	生後91日以上犬を所有している方	転入(居)届出後30日以内	・従前住所地での鑑札	生活環境課環境推進担当(市役所2階) 049-271-1111(213)	
	運転免許証	←を所有している方	転入(居)届出後すぐ	・氏名及び住所が確認できる書類 例：住民票(写)、健康保険証など	運転免許センター 048-543-2001 西入間警察署 049-284-0110	
	パスポート	←を所有している人で本籍の県または氏名が変わった方	引越し後で使用する前	・一般旅券発給申請書(記載事項変更) ・戸籍謄(抄)本 ・変更するパスポート ・本人確認書類	鶴ヶ島市役所若葉駅前出張所 パスポートコーナー 049-272-5622	
	不動産登記	不動産を所有している方	引越し後	・登記申請書 ・住所の履歴が記載された公的な書類(戸籍附票、住民票(写)など)	さいたま地方法務局 坂戸出張所 049-281-0342	所有者の住所変更登記
	ガス		ガス使用前	電話などで確認してください。	使用予定のガス会社 ※都市ガスは地域によって異なります。	
	電気		電気使用前	電話などで確認してください。	東京電力カスタマーセンター 0120-995-441	
	NHK受信料		引越し前または後	電話などで確認してください。	NHK受信料の窓口 0120-151515 050-3786-5003(有料)	
	電話		引越し前または後	電話などで確認してください。	NTT坂戸営業所 116	
郵便	旧住所から郵便物を転送したい方	引越し後速やかに	・本人確認書類 ・旧住所が確認できる官公庁が発行した書類(住民票等)	日本郵便坂戸支店 281-0881 鶴ヶ島郵便局 285-9681 鶴ヶ丘郵便局 285-9000 下新田郵便局 285-6886 鶴ヶ島駅前郵便局 285-9682		
	その他、インターネットプロバイダー、預金通帳、クレジットカード、資格・会員登録など	所有、登録等している方	引越し後すぐ	それぞれにお問い合わせください。	ご利用のプロバイダー、金融機関、クレジット会社、資格・会員登録先など	転入届で住所が変わるのは市役所内だけです。各種の住所変更はご自分でされない限り変更されません。

この一覧表は、住所変更の際に必要な一般的な手続きを記載していますが、個々の状況により他に必要なこともありますので、参考としてください。